

# 河川の自由使用に係る安全対策に関する検討会（第10回）

## 議事要旨

### 1. 第9回検討会での指摘事項について（昨年度の判例分析を基にした河川管理施設等の分類と判例上の責任）

- 異常行動に備える必要はないが、自由使用を想定していない施設には一般人を接近させないことが大事である。
- 積極的に利用に供している施設での事案では、今後職員個人の刑事責任が問われ得る。
- 刑事法上の予見義務は一般人がどれだけ利用しているかという点に影響される。
- （異常行動は除外し）一般人を基準として情報を収集し、適切な措置をとっていけば、管理者側の責任を低減することができる。

### 2. 河川安全管理のリスクマネジメント態勢について（高委員報告）

- 善管注意義務を果たしたかどうかについては、証明が困難であるため、結果責任を問われる可能性があるが、有効な内部統制システムを構築し、きちんと機能させていれば善管注意義務を果たしているとするのが司法の解釈である。
- 河川管理においても、安全確保のための内部統制の仕組みを作って動かし、何か問われたときにきちんと説明できるようにしておけば、結果責任は問われない。
- 善管注意義務を果たすため、リスクマネジメントの態勢をとるために、以下の前提条件を整える必要がある。
  - ①既存のリソース（＝資源：人、物、金、情報その他）を合理的に使い活動を行うこと。
  - ②パフォーマンス（＝効率、能率）を上げること。
  - ③取り組み内容を説明できるようにしておくこと。
  - ④単なる文書主義に陥らないこと。（パフォーマンスを軽視しない。）
- PDCAサイクルのうち、P（計画段階）においては管理対象物の特定作業が必要だが、河川の安全対策においてはこの作業はポジティブアプローチ（＝列挙方式）の方が合理的である。
- リスクマネジメントの態勢そのものがうまくいっているか監査し、その結果を改善計画に反映し、実行していくような仕組みが必要である。

### 3. とりまとめ構成案について

- 基本的考え方があって、次に河川など公物全体に係る共通的な事項を整理されているが、逆の順番にするべきである。
- 河川の利用についての国民の義務規定については河川法には規定がなく、新規に規定を置くことも提言に含めてもいいのではないか。
- 河川の利用について、河川法に権限規定を置くべきかどうかについては、しっかり議論するべきである。
- 行政だけでなく、教育を含めた河川利用者の意識啓発を行いつつ、利用者の協力を得ながら、できるだけ安全な河川の管理を達成していくとの論旨で議論するべきである。

以上